

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和六十一年改正条例」という。）附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 昭和六十一年改正条例附則第三項に規定する職員のうち、昭和六十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、旧給料月額に對

目 次

◇人委規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

応ずる切替表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間)を新給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の職員の給料月額の切替え等)

第四条 昭和六十一年改正条例附則第三項に規定する職員のうち旧給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の新給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、昭和六十一年改正条例附則第三項に規定する職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給を超える給料月額の切替表 (第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
旧給料月額 円 139,600	旧給料月額 円 142,800	旧給料月額 円 191,500	旧給料月額 円 195,800	旧給料月額 円 251,800	旧給料月額 円 257,600	旧給料月額 円 303,900	旧給料月額 円 310,800
新給料月額 円 141,200	新給料月額 円 144,400	新給料月額 円 193,500	新給料月額 円 197,800	新給料月額 円 254,000	新給料月額 円 259,800	新給料月額 円 306,300	新給料月額 円 313,200
旧給料月額 円 142,800	旧給料月額 円 146,000	旧給料月額 円 195,500	旧給料月額 円 199,800	旧給料月額 円 256,200	旧給料月額 円 262,000	旧給料月額 円 308,700	旧給料月額 円 315,600
新給料月額 円 144,400	新給料月額 円 147,600	新給料月額 円 197,500	新給料月額 円 201,800	新給料月額 円 258,400	新給料月額 円 264,200	新給料月額 円 311,100	新給料月額 円 318,000
旧給料月額 円 146,000	旧給料月額 円 149,200	旧給料月額 円 199,500	旧給料月額 円 203,800	旧給料月額 円 260,600	旧給料月額 円 266,400	旧給料月額 円 313,500	旧給料月額 円 320,400
新給料月額 円 147,600	新給料月額 円 149,200	新給料月額 円 199,500	新給料月額 円 203,800	新給料月額 円 260,600	新給料月額 円 266,400	新給料月額 円 313,500	新給料月額 円 320,400
旧給料月額 円 319,300	旧給料月額 円 326,500	旧給料月額 円 350,100	旧給料月額 円 358,000	旧給料月額 円 358,000	旧給料月額 円 358,000	旧給料月額 円 358,700	旧給料月額 円 366,800
新給料月額 円 322,100	新給料月額 円 329,300	新給料月額 円 353,700	新給料月額 円 361,600	新給料月額 円 362,400	新給料月額 円 362,400	新給料月額 円 362,400	新給料月額 円 370,500
旧給料月額 円 324,900	旧給料月額 円 332,100	旧給料月額 円 357,300	旧給料月額 円 365,200	旧給料月額 円 366,100	旧給料月額 円 366,100	旧給料月額 円 366,100	旧給料月額 円 374,200
新給料月額 円 327,700	新給料月額 円 334,900	新給料月額 円 360,900	新給料月額 円 368,800	新給料月額 円 369,800	新給料月額 円 369,800	新給料月額 円 369,800	新給料月額 円 377,900
旧給料月額 円 330,500	旧給料月額 円 337,700	旧給料月額 円 364,500	旧給料月額 円 372,400	旧給料月額 円 373,500	旧給料月額 円 373,500	旧給料月額 円 373,500	旧給料月額 円 381,600
新給料月額 円 330,500	新給料月額 円 337,700	新給料月額 円 364,500	新給料月額 円 372,400	新給料月額 円 373,500	新給料月額 円 373,500	新給料月額 円 373,500	新給料月額 円 381,600

8 級	9 級	10 級	11 級
旧給料月額 円 379,400	旧給料月額 円 388,100	旧給料月額 円 411,100	旧給料月額 円 420,500
新給料月額 円 383,200	新給料月額 円 391,900	新給料月額 円 415,400	新給料月額 円 424,800
旧給料月額 円 387,000	旧給料月額 円 395,700	旧給料月額 円 419,700	旧給料月額 円 429,100
新給料月額 円 390,800	新給料月額 円 399,500	新給料月額 円 424,000	新給料月額 円 433,400
旧給料月額 円 394,600	旧給料月額 円 403,300	旧給料月額 円 428,300	旧給料月額 円 437,700
新給料月額 円 394,600	新給料月額 円 403,300	新給料月額 円 428,300	新給料月額 円 437,700
旧給料月額 円 432,000	旧給料月額 円 441,800	旧給料月額 円 449,100	旧給料月額 円 450,400
新給料月額 円 436,600	新給料月額 円 446,400	新給料月額 円 494,900	新給料月額 円 460,200
旧給料月額 円 441,200	旧給料月額 円 451,000	旧給料月額 円 499,700	旧給料月額 円 504,500
新給料月額 円 445,800	新給料月額 円 455,600	新給料月額 円 504,500	新給料月額 円 509,300
旧給料月額 円 450,400	旧給料月額 円 460,200	旧給料月額 円 509,300	旧給料月額 円 520,500
新給料月額 円 450,400	新給料月額 円 460,200	新給料月額 円 509,300	新給料月額 円 520,500

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
旧給料月額 248,300	新給料月額 254,000	旧給料月額 306,600	新給料月額 313,600	旧給料月額 367,300	新給料月額 375,600	旧給料月額 410,800	新給料月額 420,200	旧給料月額 489,500	新給料月額 500,700
250,800	256,500	309,800	316,800	370,800	379,100	414,800	424,200	493,700	504,900
253,300	259,000	313,000	320,000	374,300	382,600	418,800	428,200	497,900	509,100
255,800	261,500	316,200	323,200	377,800	386,100	422,800	432,200	502,100	513,300
258,300	264,000	319,400	326,400	381,300	389,600	426,800	436,200	506,300	517,500

ハ 医療職給料表への適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級				
旧給料月額 334,200	新給料月額 341,800	旧給料月額 431,700	新給料月額 441,500	旧給料月額 481,400	新給料月額 492,300	旧給料月額 510,800	新給料月額 522,300
337,300	344,900	435,400	445,200	485,700	496,600	515,600	527,100
340,400	348,000	439,100	448,900	490,000	500,900	520,400	531,900
343,500	351,100	442,800	452,600	494,300	505,200	525,200	536,700
346,600	354,200	446,500	456,300	498,600	509,500	530,000	541,500

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧給料月額 188,300	新給料月額 192,600	旧給料月額 242,100	新給料月額 247,600	旧給料月額 298,200	新給料月額 305,000	旧給料月額 313,100	新給料月額 320,200	旧給料月額 353,700	新給料月額 361,700	旧給料月額 379,400	新給料月額 388,100	旧給料月額 413,100	新給料月額 422,500
190,300	194,600	244,300	249,800	300,600	307,400	315,900	323,000	357,300	365,300	383,200	391,900	417,400	426,800
192,300	196,600	246,500	252,000	303,000	309,800	318,700	325,800	360,900	368,900	387,000	395,700	421,700	431,100
194,300	198,600	248,700	254,200	305,400	312,200	321,500	328,600	364,500	372,500	390,800	399,500	426,000	435,400
196,300	200,600	250,900	256,400	307,800	314,600	324,300	331,400	368,100	376,100	394,600	403,300	430,300	439,700

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級						
旧給料月額 233,200	新給料月額 238,500	旧給料月額 270,800	新給料月額 277,000	旧給料月額 317,300	新給料月額 324,500	旧給料月額 326,400	新給料月額 333,800	旧給料月額 344,600	新給料月額 352,400	旧給料月額 394,100	新給料月額 403,100
235,400	240,700	273,200	279,400	319,800	327,000	329,000	336,400	347,300	355,100	397,800	406,800
237,600	242,900	275,600	281,800	322,300	329,500	331,600	339,000	350,000	357,800	401,500	410,500
239,800	245,100	278,000	284,200	324,800	332,000	334,200	341,600	352,700	360,500	405,200	414,200
242,000	247,300	280,400	286,600	327,300	334,500	336,800	344,200	355,400	363,200	408,900	417,900

四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）第二条第三号の規定に基づき、職員について毎四週間につき二の土曜日を勤務を要しないものとする方法を基本とする週休二日制（以下「四週六休制」という。）を実施するものとした場合における問題点の把握及び必要な対策の検討に資することを目的とする四週六休制の試行のための職員の職務に専念する義務の免除に関する必要な事項を定めるものとする。

(四週六休制の試行のための義務免除)

第二条 四週六休制が試行される場合は、職員が、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される場合とする。

第三条 四週六休制が試行される場合における職員の職務に専念する義務の免除（以下「四週六休制の試行のための義務免除」という。）は、次

の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

- 一 いずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られ、かつ、毎四週間につき一の土曜日の勤務時間について勤務を要しない時間の指定が行われる職員（以下「土曜指定休職員」という。）のうち次号に掲げる職員以外の職員 毎四週間につき一の土曜日の勤務時間
- 二 土曜指定休職員のうち毎四週間につき一の土曜日の勤務時間について四週六休制の試行のための義務免除を行うことが職員の職務の特殊性その他の事由により困難であると認められる職員及び土曜指定休職員以外の職員 人事委員会の定める勤務時間、

(報告)

第四条 人事委員会は、任命権者に対し、この規則の施行に必要と認める事項について報告を求めることができる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、四週六休制の試行のための義務免除に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年十二月二十八日から施行する。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

2 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第三十八号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第二十一条の三中「又は前条に規定する日」を「前条に規定する日

又は一日の勤務時間（勤務時間条則第二項から第四項までの規定により一日の勤務時間の一部が勤務を要しない時間として指定されている場合にあつては、当該指定された勤務時間以外の勤務時間）のすべてについて四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号）第三条の規定により職務に専念する義務を免除された日」に改める。

（農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正）

3 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 一日の勤務時間（勤務時間条則第二項から第四項までの規定により一日の勤務時間の一部が勤務を要しない時間として指定されている場合にあつては、当該指定された勤務時間以外の勤務時間）のすべてについて四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号）第三条の規定により職務に専念する義務を免除された日

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号に次のように加える。

(10) 四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号）第三条の規定による職務に専念する義務の免除

別表第四中「一三、二〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「二〇一七〇〇円」を「二〇四、一〇〇円」に、「九五、五〇〇円」を「九七、八〇〇円」に改める。

別表第五中「二〇七、一〇〇円」を「二〇九、七〇〇円」に改める。

別表第六中「一七六、六〇〇円」を「一八〇、七〇〇円」に、「一四七、八〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一二五、九〇〇円」を「一二八、九〇〇円」に、「一〇八、九〇〇円」を「一一一、五〇〇円」に、「一二四、一〇〇円」を「一二七、一〇〇円」に、「一〇一、一〇〇円」を「一〇三、五〇〇円」に改める。

別表第七中「一七六、六〇〇円」を「一八〇、七〇〇円」に、「一四七、八〇〇円」を「一五一、三〇〇円」に、「一二五、九〇〇円」を「一二八、九〇〇円」に、「一〇八、九〇〇円」を「一一一、五〇〇円」に、「一二四、一〇〇円」を「一二七、一〇〇円」に、「一〇一、一〇〇円」を「一〇三、五〇〇円」に改める。

〇三、五〇〇円」に改める。

別表第八中「一七六、六〇〇円」を「一八〇、七〇〇円」に、「一六二、七〇〇円」を「一六六、五〇〇円」に、「一三四、一〇〇円」を「一三七、三〇〇円」に、「一一五、四〇〇円」を「一一八、二〇〇円」に、「一〇一、九〇〇円」を「一〇四、三〇〇円」に改める。

別表第九中「二五五、三〇〇円」を「二六一、二〇〇円」に、「二〇二、九〇〇円」を「二〇七、六〇〇円」に、「一七二、一〇〇円」を「一七六、一〇〇円」に、「一六二、九〇〇円」を「一六六、六〇〇円」に改める。

別表第十中「一一七、一〇〇円」を「一一九、九〇〇円」に、「一一〇、九〇〇円」を「一一三、六〇〇円」に、「二〇二、二〇〇円」を「二〇四、七〇〇円」に、「九八、八〇〇円」を「一〇一、二〇〇円」に、「九五、六〇〇円」を「九七、九〇〇円」に改める。

別表第十一中「一二五、九〇〇円」を「一二八、九〇〇円」に、「一二〇、六〇〇円」を「一二三、五〇〇円」に、「一二五、二〇〇円」を「一三八、〇〇〇円」に、「一〇〇、三〇〇円」を「一〇二、七〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条の二の改正規定は、昭和六十一年十二月二十八日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定（第十条の二の規定を除く。）は、昭和六十一年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の公安職給料表の表中

1,663円。ただし、1号給 1,606円
1,789円。ただし、1号給 1,740円
1,996円。ただし、1号給 1,965円

を

1,663円。ただし、1号給 1,645円
1,789円。ただし、1号給 1,782円
1,996円。

に

改める。

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)の表中

2,034円。ただし、	1号給 1,633円
	2号給 1,716円
	3号給 1,798円
	4号給 1,888円
	5号給 1,998円

を

2,034円。ただし、	1号給 1,672円
	2号給 1,756円
	3号給 1,842円
	4号給 1,933円

に改める。

別表第二の教育職給料表(一)の表中

1,644円。ただし、	1号給 1,516円
	2号給 1,570円
	3号給 1,633円
2,104円。ただし、	1号給 1,888円
	2号給 1,998円

を

1,644円。ただし、	1号給 1,552円
	2号給 1,608円
2,104円。ただし、	1号給 1,933円
	2号給 2,046円

別表第二の研究職給料表の表中

1,469円。ただし、	1号給 1,392円
	2号給 1,434円
1,788円。ただし、	1号給 1,774円

を

1,469円。ただし、	1号給 1,425円
1,788円。	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	42,500
1年以上2年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	42,500
2年以上3年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	42,500
3年以上4年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	42,500
4年以上5年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	42,500
5年以上6年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	42,500
6年以上7年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	40,700
7年以上8年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	38,900
8年以上9年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	37,100
9年以上10年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	35,300
10年以上11年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	33,500
11年以上12年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	31,700
12年以上13年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	29,900
13年以上14年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	28,100
14年以上15年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	26,700
15年以上16年未満	235,000	213,000	177,000	134,000	85,000	25,300
16年以上17年未満	230,600	209,000	173,700	131,400	83,400	23,900
17年以上18年未満	226,200	205,000	170,400	128,800	81,800	22,500
18年以上19年未満	221,800	201,000	167,100	126,200	80,200	21,100
19年以上20年未満	217,400	197,000	163,800	123,600	78,600	19,700
20年以上21年未満	213,000	193,000	160,500	121,000	77,000	18,300
21年以上22年未満	205,100	186,100	155,100	116,800	74,300	17,600
22年以上23年未満	197,200	179,200	149,700	112,600	71,600	16,900
23年以上24年未満	189,300	172,300	144,300	108,400	68,900	16,200
24年以上25年未満	181,400	165,400	138,900	104,200	66,200	15,500
25年以上26年未満	173,500	158,500	133,500	100,000	63,500	14,800
26年以上27年未満	162,000	147,800	124,800	93,500	59,600	14,100
27年以上28年未満	150,500	137,100	116,100	87,000	55,700	13,400
28年以上29年未満	139,000	126,400	107,400	80,500	51,800	12,900
29年以上30年未満	127,500	115,700	98,700	74,000	47,900	12,400
30年以上31年未満	114,500	104,000	89,100	66,800	43,800	11,900
31年以上32年未満	101,500	92,300	79,500	59,600	39,700	11,400
32年以上33年未満	88,500	80,600	69,900	52,400	35,600	10,900
33年以上34年未満	71,100	66,000	58,300	44,700	30,900	10,400
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	9,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「一万円」を「一万二千元」に、「六千元」を「七千二百円」に改め、同条第二号中「三千二百円」を「四千二百円」に改め、同条第三号中「千六百元」を「二千三百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千六百元」を「五千七百元」に改め、同条第二号中「千六百元」を「千七百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

36.1
27.8
18.3
13.2
11.2
8.4
8.0

を

36.8
28.4
18.7
13.5
11.4
8.6
8.2

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中

教育委員会事務局

教育長

を

保 育 所

所長

教育委員会事務局

教育長 次長

学校給食共同調理場

所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程
鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）」を「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）及び四週六休制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和六十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号）」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十一年十二月二十八日から施行する。